

平成28年3月26日（土）

- 平成27年度自殺対策強化月間 - 司法書士による借金・多重債務無料電話相談会
伝えたい。『いのちより重い借金はない。借金問題は必ず解決できる。』
を実施します。

長野県司法書士会
会長 室賀真喜男

長野県司法書士会では、平成28年3月26日（土）、下記の要領にて「司法書士による借金・多重債務無料電話相談会」を実施します。

- ◆日時：平成28年3月26日（土）10:00～17:00
- ◆電話番号：0120-448-788（フリーダイヤル）
- ◆相談料：無料
- ◆相談例：借金の支払いが出来ない。
病気の治療中で働けないため借金の返済が困難である。
借金の支払いをすると生活費がなくなってしまう。
- ◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

当会では、自殺総合対策大綱に定める自殺対策強化月間（月別自殺者数の最も多い3月）に合わせて本相談会を実施することといたしました。本相談会では、特に経済・生活問題に悩み苦しむ人に対して、「いのちよりも重い借金などない」、「借金の問題は必ず、解決できる」というメッセージを強く訴えるとともに、問題の解決、生活の再建ための支援を行いたいと考えています。また、自殺は、幾つもの問題が複合的に絡み合う側面があり、一概に「自殺問題＝経済問題」と捉えられるものではないことから、私たち司法書士は、その背景にある根本的な貧困問題や、家族、仕事、心身の健康などの諸問題に対しても、可能な限り必要な法的支援を行う、または他の専門窓口などへつなぐことができる、ゲートキーパーでもありたいと考えています。

* * *

全国の自殺者数は平成10年以降、連続して3万人を超えていましたが、平成18年、この問題に対する自殺対策基本法が公布、施行され、対策の指針である自殺総合対策大綱に基づく官民挙げた様々な取組みの結果、平成24年から昨年までは連続して3万人を下回るとともに、年々減少しています。さらに平成27年においても、内閣府発表の暫定値によると10月までの累計が前年比-6.1%となっており、昨年に比べさらに減少することが予想されます。しかしながら、若い世代の自殺はなお深刻な状況で、20代、30代の死因の第一位は自殺となっております。長野県においては、昨年については5年連続での減少が一転し、増加数も全国最多の41名でした。

このように、全体的には減少傾向にはあるものの、世代や地域によっては異なり、今後はより実践的な取り組みを地域レベルにおいて、継続していかなければなりません。自殺対策には、孤立・孤独を防ぐことが有効な手段であり、国民一人ひとりが自身の身近な人の悩みに気づき、話し、見守りながら、必要な支援につなぐゲートキーパーとしての役割を担うことが重要だと考えられています。また、自殺は、その多くが様々な社会的要因によって引き起こされ、その社会的要因を解決することにより防ぐことができるということが共通の認識になっており、法律専門職である私たち司法書士には、支援を必要とする人に適切に対処するための相談支援が求められています。